

# 新庁舎の建築計画

令和6年10月9日（水）  
魚津市新庁舎整備検討委員会

# 新庁舎の延床面積の見直し

## 1. 延床面積の見直し

### ●第8回新庁舎整備検討委員会（6/28）の結果

内 容	結 果
① 新庁舎への集約化	第1分庁舎及び第2分庁舎は、新庁舎整備時に集約する。 健康センターは、職員数の減少により新庁舎に余剰スペースが出た段階で集約する。
② 新庁舎に導入する機能	市が「導入する」とした機能の導入を前提としつつ、第10回検討委員会で提示する概算事業費が現時点の想定額より大幅に増加した場合は、機能の一部を導入しない(諦める)ことも検討する。
③ 新庁舎の延床面積 (仮試算として提示)	国交省基準等に基づいて算出される延床面積は約6,900㎡。 ただし、①職員数を見直す(健康センター子育て部門職員の集約やテレワークの推進)、②第2分庁舎を解体せず書庫等として活用する、ことにより延床面積を約6,500㎡に縮減する。

施 設	職 員 数			延床面積		
	R6.4.1現在	子育て部門職員 を集約(+8人)	テレワーク推進 (▲15人)	集約施設の 現面積(合計)	国土交通省 基準等	職員数見直し 第2分庁舎活用
新庁舎	268人	⇒ 276人	⇒ 261人	8,363㎡	⇒ 約6,900㎡	⇒ 約6,500㎡
健康センター	19人	⇒ 11人	⇒ 11人	1,385㎡	—	—

### ●延床面積の見直し（案）

- ・ こども政策をより効果的に進めるため、健康センター子育て部門の職員（8人）と合わせ、**子育て支援センターの事業スペースとして200㎡(乳幼児検診にも対応)**を一体的に新庁舎へ整備することとし、**延床面積を約6,700㎡とする。**

<子育て支援センター:事業スペースのイメージ>



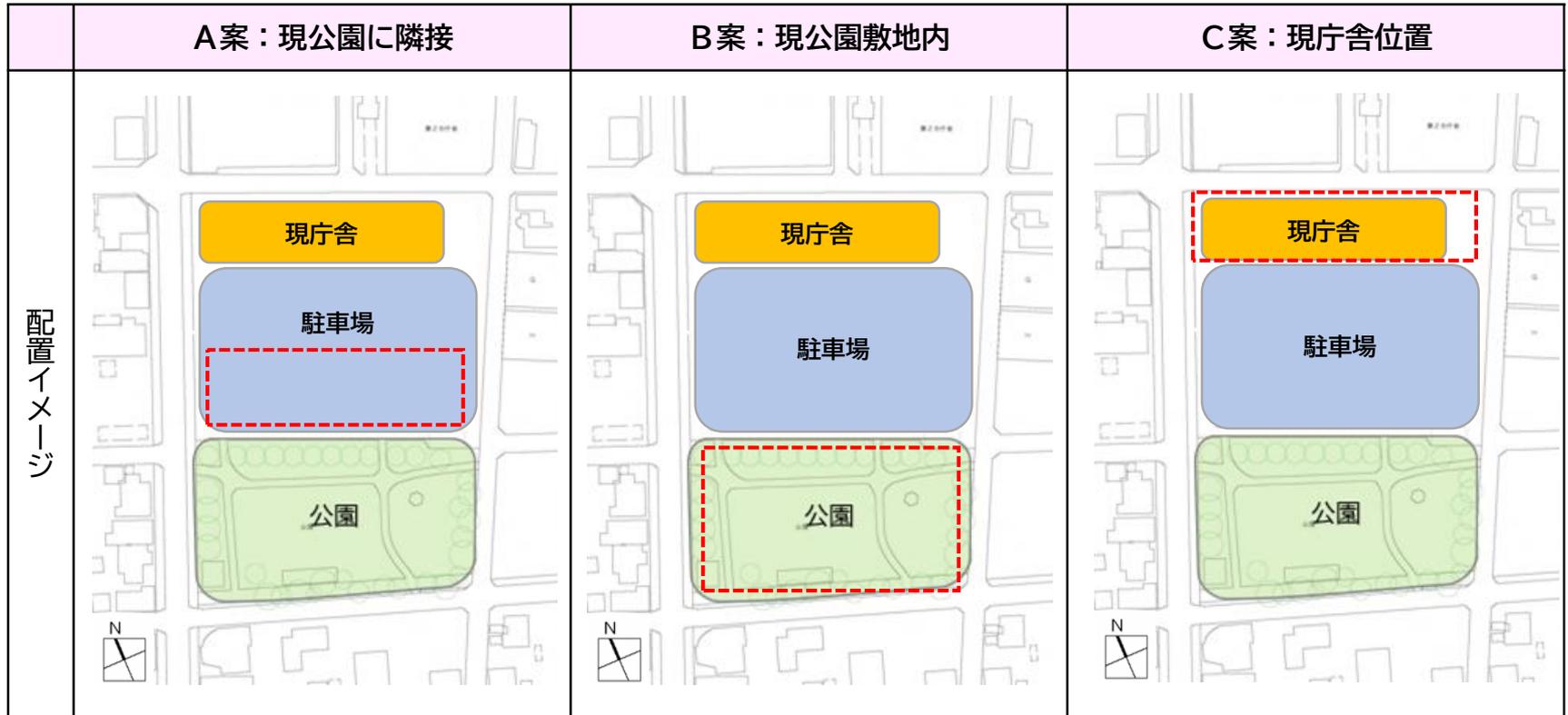
※この他に共用部として約50㎡を確保

# 新庁舎の建物配置

## 2. 建物配置

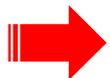
### (1) 配置パターン

- ・ 整備場所である「現庁舎及び市役所前公園敷地」において想定される、配置パターンは以下の3つ。  
(赤枠のエリア内に新庁舎を配置)



# 新庁舎の建物配置

項目		A案：現公園に隣接	B案：現公園敷地内	C案：現庁舎位置
配置イメージ (  の範囲内に新庁舎を配置)				
市役所前公園との連続性		○ 新庁舎と公園が隣接し、連続性を確保できる（一体的な利用が可能）	○ 新庁舎を公園内に配置し、連続性を確保できる（一体的な利用が可能）	△ 新庁舎と公園が駐車場で分断され、連続性を確保しづらい
関連整備費	仮設庁舎の設置	○ 不要	○ 不要	△ 必要
	公園の整備	○ 新庁舎との一体的な利用に向けて公園機能を強化	△ 全面的に再整備 (新庁舎となる公園敷地相当分を現駐車場に確保し、公園の全体面積を維持)	◎ 不要
工事期間 (工事手順)		◎ 100（他案の比較における基準） 新庁舎建設・公園整備 → 現庁舎解体・外構	○ 125（A案との比較） 新庁舎建設 → 現庁舎解体・外構・公園再整備	△ 140（A案との比較） 仮設庁舎建設 → 現庁舎解体 → 新庁舎建設 → 仮設庁舎解体・外構
工事期間における駐車スペースの確保		△ 困難 ※現在の職員用駐車場等の活用を検討	△ 困難 ※現在の職員用駐車場等の活用を検討	△ 困難 ※現在の職員用駐車場等の活用を検討
総合評価		◎ 公園との連続性を確保できることに加え、他案に比べ関連整備費を低く抑えられ、工事期間も最も短い	○ 公園との連続性を確保できるものの、公園の全面的な再整備による費用の増加が発生する	△ 公園との連続性を確保しづらいことに加え、仮設庁舎設置による多額の費用や工期の長期化が発生する



各項目における比較を総合的に判断し、A案（現公園に隣接）を新庁舎の建物配置案とする。

# 新庁舎の建物配置

## (2) 建物配置イメージ ※一例であり、具体的な建物配置・デザインは、設計段階で提案を募集したうえで決定



# 新庁舎のフロア構成

## 3. フロア構成

### (1) フロア構成の考え方

- ・新庁舎の導入機能や各業務の関係性も踏まえ、フロア構成の考え方を整理する。

新庁舎に導入する機能（第8回検討委員会資料から抜粋）			フロア構成の考え方 （基本設計の条件）
基本方針	整備の方向性	導入する機能の内容	
1. 一人ひとりが利用しやすく、親しみやすい、開かれた庁舎	1. 利用しやすい窓口サービス	証明書発行や申請手続など、多くの市民が利用する窓口機能を可能な限り低層階のワンフロアに集約	窓口部門はできるだけ1階に配置する
	5. 市民が利用できるスペース	日常やイベント等で市民や多目的に利用できる議場や委員会室等	委員会室は会議等にも活用し、災害発生等の緊急時には議場も活用する
		多目的スペースにテラスや芝生広場との組み合わせによる交流の場を設置	一体的な利用が可能となるよう、市民が利用できる多目的スペースは、市役所前公園側に配置する
	6. 景観配慮	敷地周辺への配慮として、建物の圧迫感を低減した施設を計画	富山の自然を感じられる屋上展望の設置を検討する
富山湾や僧ヶ岳など市が誇る景観を堪能できる庁舎とする			
2. 災害に強く市民の安心・安全を守る庁舎	1. 災害に強い施設	洪水等による浸水や雪害に備え、電気室、非常用発電機、受水槽を上層階に設置	1階に浸水対策を講じ、浸水可能性の低い上層階に設備機器を設置する
	2. 災害対応に優れた庁舎	情報収集を迅速・適切に行うため、災害対策本部を市長室・防災部署に近接し設置	災害対策本部は、市長室や防災危機管理室に近接して配置する

「新庁舎における議会フロア整備への意見」（R6.9.2 魚津市議会議長より）

（フロア構成や規模に関連する意見を抜粋）

- ・議場、委員会室、控室の面積は、将来のことを考慮し、できる限り縮小する
- ・委員会室は、多目的ではあるが、議会運営に支障のない面積を確保する
- ・議場、傍聴席は何人も使いやすい構造にする（多目的使用や車椅子利用者にも優しいフロア）
- ・可能であれば低階層に設置する
- ・議会図書室、正副議長室、議長応接室は現在の面積と同等程度とする

# 新庁舎のフロア構成

## (2) 機能別の延床面積 ※計画面積は目安であり、具体的には、設計段階で提案を募集したうえで決定

### ●新庁舎の機能別延床面積

本庁舎、第1・2分庁舎、健康センター子育てスペースの合計

(単位：㎡)

機 能		既存面積 ①	計画面積 ②		備 考
			②-①		
事務室	執務スペース、窓口対応スペース 等	2,659	1,980	▲679	国交省基準を参考に、テレワークによる庁外業務の増を見越して、計画面積を縮減
会議室	会議室、打合せスペース、WEB会議用ブース	704	500	▲204	目的や規模に応じて使い分けができる様々な会議室を設置
相談室		56	48	▲8	3室→4室へ増室(相談者のプライバシーに配慮)
書庫・物品庫		539	289	▲250	第2分庁舎を活用し、計画面積を縮減
議会関係諸室	議場、委員会室、議会控室、正副議長室、図書室 等	928	790	▲138	総務省基準を参考に、計画面積を縮減
多目的ホール	期日前投票や市民との協働イベントが実施できるホール	-	200	+200	市役所前公園と一体的に利用できる市民との協働スペースを設置
子育て支援センター	子育てスペース(集団検診にも対応)、検診室	194	154	▲40	一体的なサービス提供ができるスペース等を設置
防災関係	無線室、災害用資機材保管庫、防災備蓄倉庫	88	150	+62	地域防災拠点としての機能を高めるため、資材や備蓄の保管を充実
福利厚生	更衣室、仮眠室・シャワー室、休憩室	322	243	▲79	本庁舎、第1・2分庁舎にそれぞれ設置されている更衣室の集約により、計画面積を縮減
その他諸室	宿日直室、記者室 等	119	96	▲23	各室の面積見直しによる計画面積を縮減
共用部	廊下、階段、待合スペース、エレベータ、トイレ 等	2,028	2,250	+222	ゆとりある廊下や待合スペースを確保
合 計 (関係機関・倉庫を除く)		7,637	6,700	▲937	

### ●付帯施設(車庫・倉庫)の延床面積

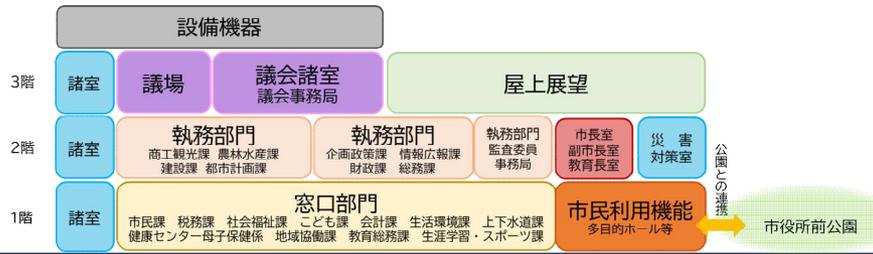
(単位：㎡)

施 設	既存面積 ①				計画面積 ②			②-①	備 考
	本庁舎	第1分庁舎	第2分庁舎	合計	新庁舎	第2分庁舎	合計		
車 庫 (公用車用)	317	18	18	353	216	18	234	▲119	車庫に入れる公用車を必要最小限とし、計画面積を縮減
倉 庫	365	68	125	558	288	68	356	▲202	今後の利用見込を踏まえ計画面積を縮減

# 新庁舎のフロア構成

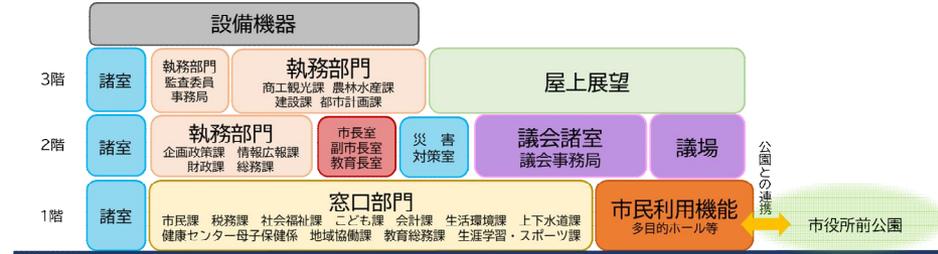
## (3) フロア構成の想定プラン ※下記プランは例であり、具体的なフロア構成は、設計段階で提案を募集したうえで決定

モデルプラン1



- ・窓口部門をすべて1階に配置

モデルプラン2



- ・窓口部門をすべて1階に配置
- ・議場及び議会諸室を2階に配置（市民に開かれた議会を目指す）

モデルプラン3



- ・窓口部門の一部を2階へ配置することで1階の延床面積を縮小し、来庁者駐車台数を最大限に確保（プラン1から約20台分増）

モデルプラン4



- ・窓口部門の一部を2階へ配置することで1階の延床面積を縮小し、来庁者駐車台数を最大限に確保（プラン2から約20台分増）
- ・議場及び議会諸室を2階に配置（市民に開かれた議会を目指す）

新庁舎のフロア構成は、①3階建てを基本とする、②P5に示した「考え方」を満たす、の2点を基本設計の募集にあたって条件として提示し、フロア構成の詳細は、今後の設計段階で決定する。



# 新庁舎の建物配置

## (5) 来庁者用駐車場の台数

- ・来庁者用駐車場の最大必要台数は、他自治体でも用いられる「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」(関 龍夫 著)及び「最大停留量の近似的計算法」(岡田正光 著)により算定すると、**102台**となる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日あたりの来庁台数 = 魚津市人口 × 来庁者の割合 × 乗用車使用率                (窓口) 来庁台数 = 39,014人 × 0.9% × 95% ≒ 334台/日                (窓口以外) 来庁台数 = 39,014人 × 0.6% × 95% ≒ 222台/日</li> <li>・ 必要駐車台数 (最大滞留数) = 1日あたりの来庁台数 × 集中率 × 平均滞留時間                (窓口) 必要駐車台数 = 334台/日 × 30% × 20分/60分 ≒ 33台 …①                (窓口以外) 必要駐車台数 = 222台/日 × 30% × 60分/60分 ≒ 67台 …②    ①+②=100台+優先駐車場2台=102台</li> </ul>	<p>バリアフリー法では、来庁者用駐車台数に50分の1を乗じた数以上の優先駐車場を設置することとされている → 100台 × 1/50 = 2台</p>
<p>※魚津市人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口、乗用車使用率は令和5年度に実施した市民アンケート結果による。          ※来庁者の割合、集中率、平均滞留時間は「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」及び「最大滞留量の近似値計算法」に基づく数値。</p>	

### ●新庁舎に確保可能な来庁者用駐車台数 (P7モデルプラン1のフロア構成とした場合)

- ・来庁者用駐車場は、**最大必要台数(102台)を上回る121台を確保できる見込み。**

施設名	現 状			新庁舎整備後				
	来庁者	公用車	計	施設名	来庁者	うち 優先駐車場	公用車	計
本庁舎	78 (優先4)	59	137	新庁舎	121	4	73	194
第1分庁舎	5	5	10					
第2分庁舎	5	7	12					
健康センター	40	6(2)	46	健康センター	40		4	44
計	128	77(73)	205	計	161		77	238

(注1) 健康センターの公用車のカッコ書きは、子育て部門職員が使用している台数 (内数)

(注2) 優先駐車場の必要台数は、法令により2台の設置が望ましいとされているが、現状と同数の4台とする。